

第113回 世田谷区住宅委員会 会議録

■ 日時 平成29年3月27日（月） 10:00～11:30

■ 場所 三茶しゃれなあどスワン・ビーナス

■ 出席者 委員13人、幹事7人

■ 議題

(1) 第14期住宅委員会中間提言（案）について

- ・ 提言（案）に関する基礎資料の報告
- ・ 提言（案）の構成および修正案について

■ 報告事項

世田谷区営住宅管理条例等の一部改正について

■ 議事経緯

午前10時開会

○幹事 第113回世田谷区住宅委員会を開催する。

○委員長 ただいまより第113回世田谷区住宅委員会を開催する。

最初に、委員などの出欠の確認を願う。

○幹事 本日、皆さんに出席いただいている。委員定数は13名であり、委員会規則第6条第2項に基づき、本委員会は成立している。

委員長、よろしく願います。

○委員長 審議に入る前に、新しい期になり、前回まで欠席していた〇〇委員が今回出席なので、事務局から紹介をお願いします。

○岩淵幹事 〇〇委員である。

○委員 紹介いただいた〇〇である。今まで参加できず申しわけなく思う。

私の専門は都市計画、まちづくりで、広い意味で安全安心にかかわる研究をしている。例えば、中央区や足立区では防犯のことをやっており、空き家関係の委員会にも幾つかの自治体で入っている。あとは、高齢者の居場所づくりということで、高島平の活性化にか

かわっている。そのような視点から、この住宅委員会に貢献できればと思っているので、よろしく願います。

○幹事 それでは、改めて委員長、よろしく願います。

○委員長 これより第113回世田谷区住宅委員会を開会する。

前回の委員会では、住宅確保要配慮者への支援のあり方と行政の役割について、ことし5月、区長に中間提言をするというその策定に向けて、基本的な提言の構成案と提言の内容についてのたたき台を皆さんに議論していただいた。

きょうは、前回皆さんからいただいた意見を受けて、追加の基礎資料などを確認しつつ、いよいよ中間提言の内容に向けてもう1度、構成案と提言文の案の骨格、内容を確認する。5月に区に中間提言を行うため、きょうも活発な議論をいただきたい。それともう1つ、区営住宅管理条例等の一部改正についてという報告事項がある。きょうは、1つの議題と報告事項ということで、よろしく願います。

本日、審議に入る前に、住宅確保要配慮者についてこれまでも議論を重ねてきたが、一体私たちがどういう内容について議論しているのかということで、たまたま私がかかわっている厚労省の事業の中で、通称地域善隣事業と言っているが、低所得者の高齢者などの住まい・生活支援モデル事業に全国10数カ所の自治体で取り組んでいる。その中の代表的な事例について映像での説明があったので、特別にお願いして作成元の高齢者住宅財団から提供いただいた。まだ仮版だが、最初にそれを見ていただこうと思う。

[プロジェクター使用]

○委員長 全国でこういう個性的な取り組みが始まっているが、私たちが中間答申するのは、今見ていただいたものとフィロソフィーはある意味重なると思うが、その世田谷版をどうやって実現していくのかを議論し、私たちなりの考えをまとめて答申する。今の映像で質問や感想はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、議題に入る。資料について、事務局より説明を願う。

○事務局 資料1は、今までの委員会で基礎資料の要望をいただいていた、世田谷区における生活保護受給世帯に関する状況の報告である。東京都の生活保護の実態調査に基づいて記載している。

1、世田谷区の総世帯数47万3947世帯のうち、生活保護受給世帯数は8538世帯、そのうちの住宅扶助世帯数が7568世帯、住宅扶助率が1.60%と、住宅扶助の受給率としては都内では低い割合となっている。2、被保護世帯の推移は、平成7年以降、一貫して増加傾向にある。3、年齢別被保護人員（単身世帯について）は、単身世帯を年齢別に見ると、40歳以降の年齢から1000人を超えており、中でも70歳以降が2694人と一番多い状況である。4、世帯構成人員別の被保護世帯数は、生活保護受給世帯8535世帯のうちの7174世帯、ほとんどがひとり世帯となっている。5、世帯類型別被保護世帯数は、全体数のうち高齢者が3826世帯と約4割が高齢者世帯となっている。6、被保護世帯の住まいの状況であるが、東京都と区部の比較となるが、記載のとおりである。区部で見ると、借家借間にお住まいの方が13万4515世帯、そのうちの11万3333世帯が単身となっている。なお、借家借間世帯の家賃は、階級別に見ると、5万2001円から5万4000円が最も多い状況になっている。

資料2は、住宅確保要配慮者における賃貸住宅の住まいの状況をまとめている。表面の、低所得をベースとした賃貸住宅の需要と供給については、平成25年の住宅・土地統計調査に基づいている。世田谷区における世帯収入300万円未満の世帯は約6万5000世帯あり、月収の3分の1を賃貸料と仮定し、民間借家の賃借料が8万円未満の住宅に居住する世帯は約11万世帯、そのうち最低居住面積水準以上の住居に居住する世帯は約6万3000世帯ある。これに加えて、賃貸用の空き家は約3万戸、公的住宅は約2万1000戸、以上合わせて、最低居住面積水準以上で低廉な家賃の賃貸住宅の総戸数は約9万4000戸となり、経済的な側面での区内の賃貸住宅の供給量は一定程度充足している状況と考えられる。

裏面は、高齢者・ひとり親・障害者世帯をベースとした賃貸住宅の需要と供給についてである。世田谷区の民間借家総数約20万7000戸、うち最低居住面積水準以上の住宅約14万

4000戸及び賃貸用の空き家公的住宅等を先ほどと同様に考えると、最低居住面積水準以上の賃貸住宅総戸数約18万7000戸に対して、高齢者・障害者・ひとり親世帯2万8000世帯で、こちらも住宅供給量については一定程度充足していると考えられる。居住支援協議会等の取り組みにおいては、こうした背景も含めて検討を進めたい。

資料3は、現行の住まいサポートセンターで行っている賃貸物件情報提供サービスにおける物件提供相談者の内訳である。一番上の段の3つのグラフは、左から、平成28年度利用率、情報提供・未提供の比率、提供者内訳となっている。その下に、同様に過年度の実績を載せている。平成28年度で見ると、左のグラフから順に、利用率は約8割、情報提供は約6割、提供者の内訳は約8割が高齢者、そのうち60代、70代の高齢者が約7割という状況である。世田谷に関する傾向、特徴は、ここ数年で見ると、サービスの利用率等はおおむね同様の傾向であるが、高齢者の中でも、80歳を超えると、資金面での問題をクリアしても提供率が各段に下がってくるという状況がある。また、家賃保証のみでなく、親族の方、周囲の方のサポートの有無が入居を左右している。

資料4は、住宅確保要配慮者に関する施策の背景として、国の福祉住宅施策との連携のイメージ図を記載したものである。国の住居支援施策については、国土交通省において、先月2月3日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案、住宅セーフティネットの法律案が閣議決定されており、新たな住宅セーフティネット制度として住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援、住宅確保要配慮者マッチング・入居支援に関する内容などが含まれている。一方、生活支援という視点においても、生活困窮者の自立支援については、生活の基盤である住まいの確保や居住に関する包括的な支援が大きな課題となっている。そのため、昨年12月に、福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会が国で設置され、国土交通省、厚生労働省等の関係所管が連携して、福祉関連の法改正も含めて検討を進めている。今後、自治体だけでなく国のレベルで福祉行政、住宅行政の連携を一層深め、居住にかかわる複合的なニーズに対応していくものとなり、引き続き国の動向も注視していく必

要がある。

資料5、中間提言（案）の構成等については、詳細の説明は省略するが、前回の委員会での指摘を踏まえて、構成と本文の内容を修正したものである。修正点は、空き家活用等の箇所の削除、住宅確保要配慮者の状況に関する基礎資料の追加、居住支援協議会のイメージ図の追加、先ほどの国の新たな住宅セーフティネット制度の構築に関する内容の追加である。

資料1から5までの説明は以上である。

○委員長 確認すると、資料1と資料2は、前回、○○委員から指摘のあった、今回いろいろ議論して、世田谷区の場合には居住支援協議会が開設されたが、そこで具体的に何をしていくかといったときに、事実関係に基づいたきちんとしたデータが必要という指摘があり、資料1は生活保護世帯の住宅、特に扶助等に関連する事項で、小さい字で書かれていることが重要である。

資料2は、住宅要配慮者、生活保護以上だがなかなか大変という人を見た場合に、例えば、世帯収入300万円以下とか、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯の数に対して、低廉で最低居住面積以上の住宅量がどのくらいあるかという需要と供給のバランスを見ていただいた。供給量のほうが圧倒的に多いのに、ここで住宅要配慮者の住宅がないとずっと議論してきているのは、大きな矛盾があるので、この辺の意見を求める。

資料3は、既に世田谷区では、先ほどの映像の中にもあった住まいサポートセンターと同じ名前のところで扱っている相談の内容についてである。

資料4は、前回ここで議論している間にも、国レベルではすごいスピードで状況が変わってきていて、昨年12月から、何と厚労大臣みずからと、国交省はどういうわけか副大臣だが、定期的に情報交換をして、福祉行政と住宅行政のあわせわざでやっていく協議会が設置された。日々、霞が関では状況が変わってきているので、基礎自治体で住民の方と一番身近なところで接している世田谷区としては、こういう動きも受けつつ、どうしていくのか、その見取り図ということで説明をいただいた。

本丸は資料5である。私たちは5月に提言をするが、そこについての説明である。

説明が非常にコンパクトだったので、わからないところ、確認したいところも含めて、質問、意見をお願いします。

○委員 資料2で区の賃貸住宅供給量は充足していると言い切っているが、世帯収入300万円未満と一括した中には200万円世帯もあり100万円世帯もある。一番多いのは100万円から200万円と聞いているが、例えば150万円とすると、左側でいうと2万5000円ぐらいの家賃のゾーンになるので、供給量が本当に足りているのか。低所得になればなるほど足りていないと思う。300万円未満というのは全体の3分の1ぐらいのウエートがあるので、そこをざっくり300万円未満と言っていいのか。そこは検証をお願いしたい。

○事務局 こちらのデータについては、委員の言われるところはあるが、1つには、生活保護の単身の基準がおおよそ5万4000円で、資料1の7で、生活保護を2000円ずつの家賃帯に区切ると5万2001円から5万4000円の家賃帯の助成が多い。資料2の1の供給量について、4万円から6万円の量が多く、実際の物件は6万円から8万円が多い。お示ししたデータは300万円まで区切っているが、4万円から6万円を加味した上でどうかということと、低所得の方を区分するかということは、ちょっとまた……。

○委員 世帯収入100万円、200万円の刻みは、何か数字を持っているのか。

○事務局 これはこの統計の中で出しているもので、区切りはできると思う。

○委員 そういう整理のほうがいい。

○委員長 確かにおっしゃるとおり、例えば6万円から8万円の住宅が3万780戸で、9万3740戸からこの数字を引くと全然足りないのでは、右側のもう少し所得の低い世帯とそれに見合う家賃の住宅が世田谷に本当に足りているのか、もう少しきちんとしたデータのチェックをしようということが1つ。

それから、今、説明にあった、資料1の5万2001円から5万4000円の家賃帯の生活保護の住宅扶助世帯が多いのは、東京都の住宅扶助額の上限額が5万3700円なので、多分、上限額に張りついて生活保護受給世帯の方には賃貸されているということである。私は厚労省の住宅

扶助の見直しにかかわったが、5万3700円の家賃は払われているが、非常に質の悪いものに払われている。同じ5万3700円の家賃で、学生はすごくいいところに住んでいるが、生活保護の方は、すごく老朽化していて、耐震性もなく、設備水準もすごく低いというところがある。国の委員会でも議論になったが、実質の住宅が5万3700円ではなくて、その方たちがひとり暮らしだとか、生活保護だというリスクプレミアムの部分をのみ込んで、通常の方が借りに来られると2万円や3万円で貸すところが5万3700円で貸されている可能性があるのではないか。実は、資料1も、生活保護世帯の方の実際借りている住宅の質の情報がここにはないので、その辺をきちんと見ていこうということだと思う。

○委員 数でいくと供給されて足りているのに、高齢者とか介護関係で階段を上れない方に、2階があいているので入りなさいといっても、無理なところもある。数字で追っていくと供給量が足りて見えるが、その辺りがちょっと気になった。

○委員長 つまり、住宅の質、どういうものがどのぐらいあるのかを見ないと、この数は数字の上だけになる。

○委員 資料2をまだ理解できていない。供給量といっても、居住水準絡みだと実際に住んでいる世帯がある。そこがストックとして空いているかどうかという状況が私にはさっぱりわからない。むしろこれだと、最低居住面積水準未満の世帯の問題もあるという数字が出ている。供給というのは、いつでも使える状況なのか、どういう数字なのかがわからない。もちろん、需要の人も多分住んでいるのだろうが、そのマッチングはどうか。

○事務局 こちらは、住宅・土地統計調査から持ってきているものである。物としてこういう住宅が存在しているので、実際に居住されている方、あるいは所得が高くても供給のところに入っている方も考えられるので、必ずしも300万円未満の方がそこに見合うということではないことから、100%そのように当てはまらないとなると、全てを正しくは捉えられない状況である。

○委員 この中で、右側の困窮者と思われる需要に対してすぐ対応できる戸数は、左側の供給量よりずっと少なくなってくるのではないか。

○事務局 例えば300万円未満の所得の方が今お住まいの世帯の実態には関係なく、全ての供給の中で最適化されれば足りるという形であり、現状はどうなっているかをプロットして落として分析したものではないので、委員の指摘のところについては、確実なデータにはなっていない。

○委員長 マクロな数としては、世帯収入300万円未満は6万4520世帯いる。家賃8万円以下で最低居住面積水準以上の住宅が9万3740戸ある。その関係がうまく調整できていれば、6万户から8万户を除いても、ほぼイコールぐらいで住めるはずだが、現実そうになっているかどうかはわからない。それがうまく調整できる役割をこれまでも住まいサポートセンターが担ってきたはずだが、きょう見ていただいた映像のように、2段階も3段階もきめ細かな対応をしていかないと、そのマッチングがいかないという説明である。

○委員 部屋の供給だが、実際には家賃帯がこのように細かく刻む形では存在しない。今、世田谷区の住宅では、3万円ぐらいの部屋は確かにあるが、かなり老朽化していて、トイレがあるぐらいでほとんど風呂のない部屋である。建て替えが進んでいるので、今は本当に少なくなっており、その上の中間というのがない。風呂がついて老朽化した部屋でも大体5万円ぐらいで、4万円台はそう多くない。高齢者が質の悪い部屋を与えられることはないと思うが、古くなった5万円台の部屋しかない。新しい部屋は7万円以上になって、どうしても二極化している。必ずしも学生がいいところで高齢者は質の悪いところとは限らないが、要するにあっせんできる部屋が限られる。

所得に関しても、300万円未満でくくらないと、家賃が小刻みに段階的にあるわけではないから、5万円前後の部屋、それと300万円未満と区でまとめたこれに尽きると思う。100万円、200万円であっても、それに見合う部屋がないので、この出し方で正しいと思う。

○委員長 プロからの発言が、非常によくわかる。要するに、細かくあるわけではなくて、世田谷の場合、住める家というと最低5万円と。

○委員 単身者は3万円台の風呂なし、5万円台、その上はもう7万円、8万円、新しい

部屋である。もしひとり親、子育て世代となると2人入居しなければならないが、ファミリー世帯の部屋は10万円になるから、どうしてもその方たちに単身世帯の部屋に入ってもらわなくてはならない。そうすると、やはり部屋は独身者に限定されているので、大家さんに、そういった方たちにも単身者用の部屋を提供してもらえないかをお願いするしかない。ひとり親世帯の供給が4割以下と少ないのはそこにある。親子で入れる部屋が全然ない。

○委員長 最低5万円以上の家賃が払える人だと、今、審査がすごく厳しいと思うが、生活保護を除いて、最低どのぐらいの月収が必要か。

○委員 若い人で大体300万円前後の年収の人がほとんどである。

○委員長 200万円だともう借りられないのか。

○委員 いや、それでも、保証会社をつけたり、保証人できちんと家賃を払える状態にして契約するケースが多い。

○委員長 例えば、お年寄りでもう働いていなくて年金だけ、あるいはシングルマザーで正規雇用されていない状態だとどうか。

○委員 生活保護を受給されている方、もしくは、保証会社が収入で判断する。

○委員長 保証会社が判断するのか。

○委員 保証会社に申し込んでもらい、保証会社が引き受けてくれれば、仲介業者としても安心して展開できる。300万円以下の収入の方で6万円の部屋を借りたいと言われると、やはり保証人、保証会社次第と捉える。

○委員長 保証会社は何を審査しているのか。

○委員 わからないが、いろいろ基準はある。反社会勢力は一切引き受けない。また、過去にカード事故があった方は、保証会社ははねている。

○委員長 そういう債務、クレジットの情報は共有化されているのか。

○委員 されている。

何とか家賃を支払っていけるのではないかと保証会社が判断すれば借りられる。

○委員長 家賃保証会社が見つかなかった場合は借りられないのか。

○委員 基本、お断りしている。

○委員長 そういう方はどうすればいいのか。

○委員 困ってしまう。

○委員 その関連で、5ページに賃貸物件情報提供サービスとある。例えば世田谷区は家賃が高いので、今の5万円を出さないと無理だが、少し遠くの別の区に安い物件の情報があって、そこに行ったらどうかというサポートはしているのか。

○委員 やはり全部区内である。

○委員 もう借りられない、あなたはアウトであると言って終わりというのもちょっと…。

○委員 それはない。もし生活保護を受けている方なら、5万3700円で今借りられる部屋はたくさんある。古くなったところは逆に決まらなくて大家さんが困っている。

○委員長 5万3700円で生活保護を受けていらっしゃる方はウエルカムということか。

○委員 皆さんではない。要するに年齢である。70歳で元気な方なら大体受け入れてくれるが、元気だから大家さんお願いしますと言っても、やはり80歳を超えると、大家さんはこの先が心配で、断られるケースが多い。

○委員長 先ほど見ていただいた映像のように、見守りとか定期的な訪問など、NPOや社会福祉法人のサポートが使えれば、家主さんは安心だし、5万3700円だとウエルカムだということである。

○委員 建てかえせずに、そのまま老朽化して残っている部屋は結構あるので、そういうところをあっせんできる。

○幹事 資料3の左下にコメントが書いてあるように、今、所得の問題があるが、成立しないのは80歳、資金面の問題をクリアしても各段に提供率が下がり、家賃保証、親族の収入、サポート体制の有無が、入居できるか否かを左右している。

○○委員の他自治体という話は、私の理解している限りでは、居住権は保障されてい

て、積極的にこの部分での提供はできるが、では出ていってくださいというのは恐らくないと思う。それは自分で判断していただく。ただ、世田谷区は家賃が高いことと、〇〇委員が言われたように、3階は無理というときに成立しなくなるケースがあるとは現場では聞こえてくるので、確かにそういうことはある。

○委員長 資料3のやはり小さい字がとても重要である。

○委員 資料3を見て、提供されたほうはよかったという話だが、未提供というのは、今おっしゃった話が主なのか。今の話以外にも何か未提供の物件の話があるのか。

○委員 あとは、障害者である。いろいろな障害の方がいるが、先日、居住支援協議会の設立総会でも言ったが、やはり精神障害を患っている方はどうしても難しい。受け入れてくれる大家さんがいない。過去に周りの居住者とのトラブルが結構ある。

○委員長 高齢者よりも精神障害の方が難しいのか。

○委員 難しい。

○幹事 〇〇委員は居住支援協議会メンバーでもある。資料3の平成26年から平成28年の推移で提供のできない部分が多いのは、80歳以上の方についての心配が多くなっている。提供・未提供の部分では、試しに情報だけもらって自分で探す方もいるという話や、障害の方で、ただ見守りをつけるだけではなく、専門の方が近くにいればという話があったと思う。そういう中で、福祉の見守り等々についての心配がある。ただ、それは本当はないのかどうかという、両方の情報共有がまだなされていないということもあるかもしれない。今の段階の分析としてはこの図のとおりであるが、事務局としては少し質的な分析ができるかどうか取り組んでいる。

○委員 見守りサービスも小まめなサービスでないと、例えば1週間に1遍程度では大家さんも安心できない。もし事故があった場合、家主側としては発見がおくれるのが一番困る。例えば、1日置きぐらいでも見守ってもらえれば、部屋でもし死亡されていて発見がおくっても、一旦は病院に行ける。それが1週間たって発見されると、最初から警察のほうで別の形で運ばれるので、そうなった事故物件と、死後1日で発見されて病院で亡くな

ったという形とは全然違う。

○委員長 孤独死をさせてはいけないわけである。その前に、ちょっと様子が変わるとか、そういうことがないと困る。

○委員 倒れていたということになれば、その後が全然違う。

○委員 以前、岩手で見学した「おげんき発信」のような、電話を使った見守りサービスを既に区内でやっているのかを伺いたい。訪問は1日置きにしても、数がふえてくるとスタッフの負担が大きくなる。見学したサービスは、電話で高齢者の側が自動対応の電話番号に対して、きょうは元気ですとか、きょうはちょっと元気がないですと登録して、連絡がなかった場合は、近所の人に尋ねるとかスタッフが実際に赴くといった形をとっていた。そういったものがもしあるのであれば、その拡充を検討していただければと思う。

資料2をようやく理解できたが、最低居住面積以外の住宅のスペックについての考慮を検討して欲しい。恐らく住宅・土地統計調査のデータでできると思う。

加えて、これも可能であればだが、高齢者が住まうにふさわしくない場所、例えば店舗、医療機関が周りにない場所や防災上のリスクが高い場所が区内にも恐らくあると思うので、そういう都市計画的な視点からも少し絞ったほうがよいのではないか。

表面と裏面の関係だが、裏面の供給量は、家賃は無関係に全て含んだものを69%と計算している。表面の9万3000戸との関係で言うと、完全に包含関係になっている。一方で需要の関係は全然わからない。つまり、障害者やひとり親は、恐らく世帯収入が低い方、つまり表面の資料の低所得に当てはまる方が多いと思うが、この重複関係がどのくらいあるのかがわからないので、表と裏を独立ではなくて連結した形で見せていただくと本当の需要と供給がわかると思う。

○委員長 資料2のデータについては確かに指摘のとおりなので、もう少し厳密にと言うと語弊があるかもしれないが、データを精査できないかということと、住宅・土地統計調査の調査項目で、1つ新しいことを言われたのは、店舗や医療機関の都市的な位置関係とのチェックができないか。たしか高齢者デイサービスセンターとかは、昔は入っていた

が、新しいものに入っているかどうかは私もあやふやである。

○幹事 高齢者の場合、高齢者福祉課が担当になるが、安心コールといって、電話訪問のサービスを申し込めば月1回は電話していただける。あとは、見守りサービスとして、新聞をとっていただいていると、ちょっとたまっていると新聞販売店がすぐ電話をしてくれる。先日も、いつもは新聞を小まめにとられている方が、朝刊を配って夕刊を配りに行ったら、あれ、とっていないということで連絡いただいて発見が早かった。そのほか、宅急便の方、メーターが回っていないというチェックは水道事業者等と協定を結んでいるので、いろいろな角度から努力はしている。

孤立死は、どちらかというが高齢者よりも四、五十代ぐらいの男性が多いという現状もあるが、いろいろ見守りは工夫しているので、これからも居住支援協議会で、どういう組み合わせをすればいいのか考えたい。80歳を過ぎると、恐らく介護認定を受けている方が圧倒的にふえる。介護サービスを使えば週一、二回ヘルパーさんが来てくれるので、その見守りもあったり、食事を運んでもらう等いろいろなものがあるので、これからも福祉側と住宅の担当側とでいろいろな情報を共有していきたい。

○幹事 データの関係だが、小さい字で障害者実態調査は調整中と書いているが、所得とのクロスは難しいと思う。

○○委員の言われた都市計画的な視点で拾い出すのは困難かと思うが、逆に、今回ここで議論されたときに、居住支援の網のかけ方をそういう配慮でそこまで手を出すかどうか。例えば密集市街地の物件についてどう見るかという議論は生まれると思うが、データをそのまま引っ張るのは困難かと受けとめている。

○委員 資料3の未提供という部分は、まだ居住支援協議会の仕組みではなくて、住宅の提供ということなので、福祉と必ずしもつないでいないし、見守りも、先ほどのビデオほどやられているものではないということが前提とすると、この未提供の部分が、居住支援協議会の仕組みになると頑張れて、もう少し提供がふえるかという話と受けとめていいか。今まで余りそういうつながりを持って住宅の提供をしていなかったが、これだけして

いるということか。

○幹事 緑色の資料の住まいあんしん訪問サービスというのが、住宅課とNPO団体1団体の中でのことなので、住宅と介護保険の仕組みとかの情報がクロスできればもう少し充実してくるか考える。

○委員長 資料3の平成28年度の3つのグラフの真ん中に未提供41%というのがあるが、今回私たちが中間答申することによって41%がもっと少なくなるための方策がないのか。それから、委員、幹事から紹介があったように、居住支援協議会の場で福祉的なサービスと住まいの提供を連結することの議論は始まっているのか。

○幹事 まずは情報共有ということでやっていく。

○委員長 きょうビデオで見ていただいたところとかかわるが、未提供41%を少なくするには、やはりいろいろな見守りとか、精神障害の方と知的障害の方と高齢者と、高齢者も60歳、70歳、80歳、90歳以上だと全然違う。それから、実は孤独死が多いのは50歳・60歳代で、例えばリストラされて家族も失ってしまった方、あるいは生涯ずっと家族を持たないで職業も不安定という方だと、もう周囲の関係が切れてしまって、誰かお友達が1人いれば何とかなったのにとという方が一番危険度が高いというのも最近出てきていると思う。

そういうところをサポートしようとする、高齢者は介護保険があったり、知的障害の人だと何らかのサポートがあったりするが、精神障害の方は、地域生活をしようとするサポートが一番弱く、50歳代の男性は何のサポートもなく、そこに何かしようと思うと、現行の制度では財源が全くない。そうすると、結局自治体はいろいろなところから持ち出しをしている。京都市の例だと、社会福祉法人で特養等の活動をしている人たちが、今度それも法改正で社会福祉法人は地域の事業を義務づけ化され、これから世田谷の中の社会福祉法人も地域に出なければならないが、そういう中からお金を持ち出している。介護保険も、要介護認定を受けた人だけではなくて、2年前から新しい総合支援事業で、要介護認定を受けていない方も一緒に見ていこうというその財源は、介護保険のその他事業の地域何とか事業から出しているとか、それも自治体の判断によって、どこから財源を持

ってくるのかが一番苦労されている。財源が確保できないと、必要はわかっているけどサポートできない。世田谷ではそこをサポートしていくための財源の手当てとか、その可能性はどこにあるのか。

資料4でいうと、厚労省の事業は、高齢者、生活困窮者、障害者、ひとり親で、ある意味縦割りというか、分かれている。明確な理由があるとサポートする仕組みはあるが、事が起きる前の見守り、例えばシングルマザーの人たちは、普通だと2人以上だから見守りはないと思うが、今は育児放棄とかを抑止するための支援が必要だったりする。国交省と厚労省が横つなぎに始めたというのは、そこをどうやって埋めるかという議論が始まっているようだが、そんな国の動きを待ってられないと思うので、世田谷区独自、あるいは世田谷区の既存の財源をもう少し柔軟に活用することによって埋める方策があるのか。

○幹事 先ほど〇〇幹事から高齢者の見守りの話をさせていただいたが、その中の高齢者安心コール事業は世田谷区でやっている。この事業は区の財源だけでやっているのではなくて、東京都の福祉の包括補助制度があって、そこから財源を引き出して実施しているので、こういった東京都の包括補助のメニューをうまく活用していく中で、自治体特有ということでやっていく余地はあるかと思う。ただ、総枠があるので、その中でのやりくりにはなる。

○委員 事務局から言ったほうがいいのかと思うが、今、「我が事・丸ごと」地域共生社会の事業が推進されて、今までは縦割りだったが、高齢者も障害者も子どもも一緒の居場所づくりをつくろうという方向に行っているので、そこをうまく活用すると行けるのではないかという気がするが、いかがか。その辺が世田谷でどうおりにいるか。

○幹事 今、お話があった地域共生社会の補助金が来年度また新たに増えるので、それは活用したいと思っている。世田谷区の地域包括ケアシステム自体が、もともとは高齢だけが主体だったものが、世田谷区では当初、平成26年度から高齢だけではなく、障害のある方も子育て家庭もと広げて相談を受けたり対応するようなことはやっているが、制度がないもの、特に障害に関して、手帳を持っている方でも、精神障害についてはサービスが非

常に少ないので難しいが、まだ手帳を取得するまでに行かない方が一番難しいのは事実としてある。高齢者の親御さんと一緒に住んでいれば、まだ見守りは地域包括支援センターでいろいろかかわりは持てるが、単独だとそこは非常に課題になっている。その中で、今、地域ごとでどういう課題があり、どういう解決ができるか、まさに地域共生社会、「我が事・丸ごと」で、今後、地域の課題は自分たちでどう解決していくかということに対して補助金も出るとかそういう事業スキームも考えつつあるので、これからはそちらも考えていかなければならないと思う。

○委員長 今、「我が事・丸ごと」地域共生社会は初めて出てきたと思うが、その説明をお願いしたい。

○幹事 今まで役所と行政は、高齢者、障害者、子育てと縦割りの仕組みができていて、例えば窓口に行くにしても、高齢者の問題だと介護保険担当に行くとか、障害者だったら障害者の担当のところに行くというふうに分かれていたが、個人を見ても、そして家族を見ると、特にそれ1つでは済まない、それを包括的に支援する形が今後必要ということで去年厚労省から出された。

今後、行政サービスだけではなくて、地域の課題は地域で解決ができるような仕組みもつくろう、行政だけではなくて、それは我が事と丸ごと受けとめて、自分たちで支え合うことができる社会をつくろうというのが今、厚労省の考えとして出てきている。

去年の夏に第一弾が出て、ことしの2月に2回目の考え方が出てきたが、まさに世田谷区が先に、相談支援という意味では地域包括支援センターに、高齢のことだけではなくて、そういう障害のこととか福祉の困り事は来てください、そうすればきちんと対応できるようにつなぎ、そこは一緒になって支援をしていくという形を進めていたので、世田谷区との取り組みと「我が事・丸ごと」の考え方は非常に近いものがあると思っている。

○委員長 そうすると、さっき私が質問したことは、そこにつなげば……。

○幹事 そう簡単に解決できればとてもいいが、制度がないというのが、やはり役所的には非常に難しく、特に精神障害の方々を見守る制度もない。高齢は、65歳を過ぎていれ

ば、あんしんすこやかセンターに相談していただければ、大家さんが言ってくだされば駆けつけていくし、認知機能がちょっと衰えてきたら、それなりの成年後見もあったり、いろいろ制度はあるが、やはり精神の障害の方は特に、地域に戻そうと言いつつも、それはハードルが高い。どういう形でやればいいのかを本当に模索している。

○委員長 国は来年度とおっしゃったが、平成29年度なのか。ということはこの4月か。

○幹事 4月以降である。これから申請をする。

○委員長 それを世田谷区はとりに行くのか。

○幹事 とりに行く。

○委員長 では、財源は何とかなる。

○委員 今ちょっと出た話に関連するが、後で資料5の話になるのかわからないが…

○委員長 資料5も一緒に意見をどうぞ。

○委員 そのときに言おうと思っていたのだが、今、話に出ているポイントとしては、私は民間だが、恐らく行政もそういう方向にあると思うが、いろいろなサービスや支援も含めてワンストップ化が民間ではどんどん進められている。これは効率性と有効性、両方とるのがいいということでどんどん進んでいるが、行政もそうあるべきではないかと感じている。

例えば福祉であればあんしんすこやかセンターがあり、住居であれば住まいサポートセンターがあり、それが窓口になるのであれば、そこをまさにワンストップ化して進めていく、その情報は共有していく。制度がないから難しいかもしれないが、世田谷区がまさに世田谷らしさを求めるのであれば、東京都で真っ先にその辺を進めてやっていけたらいい。

○委員長 ぜひそれを中間答申に盛り込んで、公だからこそワンストップを率先してやるべし、全国でも先駆けて世田谷でやるべしと。

○幹事 ワンストップとは話が違うかもしれないが、現在、住まいサポートセンターは、松陰神社の区役所に来ていただく形になっているが、例えば高齢者が烏山から松陰神社に

行くのは大変ということもあるので、烏山の支所に地域展開してブースを設ける。今は情報機器もかなり持ち出せるようになっているので、そういう動きを徐々に試みようと考えている。

○委員 ワンストップで全部できる、住まいサポートセンターのサービスも、あんしんすこやかセンターのサービスも両方あわせてできる形であれば望ましいと思った。

○幹事 ワンストップというのは非常に微妙なところで、いろいろなサービスには専門性があるから、それを全て1カ所でできるというのは難しい。ただ、それを理解しながらつないでいくのは可能で、そういう方向で進めていければと思う。決定を1カ所にするのは非常に難しいと思う。

○委員 制度の問題はよくわかるが、方向感として出したらどうかと思った。法律の問題が難しいのはわかるが、集約できて区民によりよいサービスが提供できればと思った。

○委員長 よくある、次はここに行ってください、ここに行ってくださいと、結局何もわからなくて振り出しに戻るというのをやめようというか、そうではない仕組みが身近なところで必要というのが〇〇委員の発言の趣旨である。

大分議論いただいたが、資料5も含めて意見をいただいていたつもりだったが、何か言い残されていることはあるか。

○委員 資料5の最後の図だが、文章は多分、連携という言葉で終わっていると思うが、ここに住宅確保要配慮者の方がいて、この方が住宅問題に相談があるときには住まいサポートセンターに行く矢印でなっているが、この方たちはむしろ左側の福祉サービスにはいつも関わりがあって、そこの話の中で住宅の問題があったときに、多分それが連携で住まいサポートセンターに行くということになっていると思う。でも、この図だと、住宅問題は住まいサポートセンターにまず行きなさいみたいな感じに受けとめられるので、住宅確保要配慮者の人たちは左側の福祉サービスのところに相談に行き、そこから住まいサポートセンターに行く形もオーケーであれば、本当にワンストップである。地域包括支援センターがどこに入るのかにもよるが、まず、住宅の問題でも何でも生活の問題は地域包括

支援センターにどなたでも行っていただいて、それを住まいサポートセンターにつなぐ形になったほうがいいのではないかと。要配慮者の人が住まいサポートセンターに行くときの敷居がどうか、そこがわかっているかどうか。

この間からの話でいくと、住まいサポートセンターにソーシャルワーカー的な人がいれば相談に乗れるが、いないからその相談がなかなかうまくいかないということもあって、ここにソーシャルワーカーを置けばいいのかとなった話もあったと思う。そういった形で住まいサポートセンターにソーシャルワーカーがいてくれればいいかもしれないが、住宅確保要配慮者と福祉関係の、特にあんしんすこやかセンターの関係が明確にあったほうが、地域包括ケアシステムとの絡みでいくとわかりやすいという気がした。

○幹事 私はいんしんすこやかセンターの担当だが、〇〇委員のおっしゃるとおりで、とりあえずどこに行ってもいいかわからない相談とか福祉に関するものであれば、いんしんすこやかセンターでまず伺うという体制をとっている。恐らくその方が困っているのは、住まいのことだけではなくて、さまざまな生活課題を持っていることは十分考えられるので、そういった相談を受ける中で、住まいサポートセンターともいんしんすこやかセンターが連携をとり、それもこの間ずっといんしんすこやかセンターに言っているのは、その相談はどこで情報提供するだけではなくて、その方が自分で行けたり連絡がとれる方なのかということも相談の中で見きわめて、ではここで今からお電話しましょうとか、丁寧なつなぎを心がけるようにすることである。いんしんすこやかセンターがその方に合った資源の活用という中に、こちらの観点から言うと、住まいサポートセンターもその1つとしてつなぐ、紹介するというルートが現実的にはあり得ると思うので、いんしんすこやかセンターがどこかの位置にいて、そういったお手伝いをきちんとできるようにといったことは明記したらいいかと思う。

○委員長 このイメージ図は、ぜひいんしんすこやかセンターの位置づけを入れるということと、先ほど岩淵幹事もおっしゃったように、1カ所ではなくて地域展開をしていくという要素も書き加えて、次回議論したい。

○幹事 あんしんすこやかセンターは確かにさまざまな相談を受けているが、例えばその中には障害の方や子育て中の方がいる。あんしんすこやかセンターに必ずしもいらっしゃるかという、そうではなくて、子どものことでお困りであれば子ども家庭支援センター、障害者の方は地域障害者支援センター、あるいは総合支所にも相談窓口があり、ひとり親の方とかの相談を受けている窓口もあるので、自分でニーズがはっきりしていて、その窓口にいらっしゃる方もいる。あんしんすこやかセンターだけではなくて、福祉の相談のさまざまな入り口があって、そこと住まいサポートセンターが連携するといったことが、固有名詞で書くのがいいのかわからないが、必ずしも住まいサポートセンターへの直接の相談だけではなくて、その方のニーズに合った相談先に行った場合などにおつなぎできるというのもつけ加えていただけたらと思う。

○委員長 ぜひ、その図をつくりかえると同時にこの答申の内容も、今発言のあったことを書き込むということをお願いする。

報告事項に入る。今議論してきたこととも関係する報告事項である。資料の説明をお願いする。

○幹事 報告事項、世田谷区営住宅管理条例等の一部改正について（同性パートナーを同居資格要件として認める改正について）報告申し上げる。

資料7が中心の資料で、6はその前段の資料である。理解の共通認識という形で、クリーム色の「みんなの人権」を用意していただきたい。これは職員の研修に使ったり、区民の皆様の人権関係の資料である。いろいろな差別があるが、26ページを開くと15として、「性のあり方は様々です」という記載がある。性的指向、これは好みを選択するというのではなく、自分の意思で変えたり好んで選択しているものでないということである。同性愛者、両性愛者の人々が今、市民権という形でいろいろ議論になり、その1つとして住宅の問題も、人権問題を1つの背景としながら論議になってきた。

それはどういうことかという、世田谷区で、こういう人権の観点も含めて、平成25年度末に区の憲法である基本計画を策定し、その中で多様性の尊重を掲げている。資料7の

初めの文言である。その中の性的マイノリティーがみんなの人権の15に該当する。

そういう中で差別のない社会づくりを進めており、この主な検討は、いわゆる男女共同参画という観点から生活文化部で取り組んでおり、その中で議論が総括的にされている。区民の実態調査では、区民の7割の方が性的マイノリティーに関する啓発や施策が必要だという認識がある。

そのような背景の中で、平成27年3月に当事者の方々から要望書があり、自分たちの地域社会の一員としての存在を認めてほしいということで、区のパートナーシップの宣誓という取り組みがあった。それが資料6の2枚目以降である。これは後ほどごらんいただきたい。

資料6は、下のほうに「要望書」にはと書いてあるように、生活上の課題としては不動産についての課題があるということで、この文章は、平成27年当時、不動産関連2団体に、性的少数者の状況を理解いただきたいという申し入れの文章である。3枚目に性的少数者の定義を書いているので、ごらんいただければと思う。

資料7が、平成28年度の定例会で提案している条例関連の資料である。区としても、民間の不動産団体に理解を頂戴したいと言っていることもあり、住まいの確保の支援策を具体的に示すため、同性カップルである区民を区営住宅等の申し込み資格対象者とするよう条例改正を行う。申し込み対象者なので、特定の優先枠を設けたり、LGBTの同性パートナーの方の住戸を割り当てたりということではなくて、当然抽せんもある。現状では親族、事実婚の方までは申し込みができるが、同性の方は申し込みができないので、この方々のカテゴリーを追加する条例案になっている。

資料7の2枚目の別紙1以降は条例のつくりである。条例では資格要件が、第5条に記載のとおり、親族、事実婚をうたっているが、その4項目に、共同生活を営む同性者を対象とすることをつけ加える条例案である。今現在、この条例を提案して、議会に審査いただいているので、当住宅委員会でも案内するという趣旨である。

○委員長 資料6にあるように、既に世田谷区では、性的マイノリティーの方々に対して

かなり先駆的なことをされ、民間の賃貸住宅の入居については区長からお願いも既にしていることに対して、今回、区営住宅の中でそのことを入居の条件に加味する条例改正を現在審議しているという報告を受けた。質問などあるか。

○幹事 住宅確保の支援の1つとして区では考えているので、委員会でのコメントの触れ方については委員長と相談させていただければと思うが、いかがか。

○委員長 今回、5月の中間提言を議論しているが、その中にLGBTの方々に対する居住支援という内容を盛り込むことを考えたいという提案であるが、いかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 きょう議論してきたこととまさに重なることである。皆さんの了解をいただいたということで、次回、中間提言をまとめる直前の委員会を予定している。きょうは、資料5の図についてはかなり本質的な指摘や、いろいろなデータについても細かなところまで指摘をいただいたので、追加すべき作業などは追加して、次回、LGBTの件も盛り込んで、最終的な中間提言の案を見ていただく。もし可能であれば、なるべく早く事前にお送りして、細かなところまで見てきていただければ、ここでは本当に大丈夫かどうかの本質的な議論をできる、そういう段取りにできるといいと思うが、そういう進め方でよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 LGBTの件も含めて事務局と協議したいと思う。

本日の議論で、どうしてもここは言っておきたい、残っていることはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、きょうはかなり細かなところまで見ていただき、かなり本質的な方向性について大変有意義な議論をいただいた。きちんと記録がとられていると思うので、その中のエッセンスを中間提言案という形で案をまとめていただき、次回、皆さんに最終的な検討と確認をいただけたらと思う。

本日の住宅委員会をこれにて閉会したいと思うが、事務局から日程などについてお願い

する。

○幹事 委員長の指摘部分を詰めさせていただくとともに、電子メール、ファクスなどでも意見を頂戴いただければと思う。よろしく願います。

次回委員会の日程は、改めて案内したいと思うが、何とぞよろしく願います。

本日の連絡事項は以上である。

○委員長 きょう十分に言えなかったこと、お気づきが後であれば、事務局に連絡いただきたい。

皆様方には、円滑な進行と活発な議論を感謝する。次回もよろしく願います。

午前11時33分閉会